

平成25年度暫定予算(案)の概要

(文 部 科 学 省 関 係)

暫定予算の期間

4月1日(月)から5月20日(月) <50日間>

計 上 額

区 分	暫定予算(案)	本予算(案)	暫定/本予算
一 般 会 計	4,891億円	5兆3,558億円	9.1%
東日本大震災復興特別会計 (復興庁一括計上分を含む)	34億円	1,815億円	1.9%
エネルギー対策特別会計	136億円	1,138億円	12.0%

[暫定予算計上の考え方]

- 本予算成立までのつなぎとしての性格上、暫定予算に計上する経費は、既定施策に基づく暫定予算期間中における行政運営上必要最小限のものに限る。
- 新規の施策に係る経費は、原則として計上しない。
ただし、新規の施策に係る予算であっても、社会政策上等の配慮からみて、期間中といえども放置することが適当でないものについては適切に措置する。

主 な 内 容

事 項	計 上 額	備 考
【一般会計】 義務教育費国庫負担金	1,949億円	・「義務教育費国庫負担法」に基づく4月及び5月分の教職員給与費に係る所要額を計上
公立高校の授業料無償制及び 高等学校等就学支援金	974億円	・「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に基づく第1・四半期分の高等学校等就学支援金等に係る所要額を計上
国立大学法人運営費交付金	858億円	・国立大学法人が安定的・継続的に教育研究活動を実施するために暫定期間中に必要な所要額を計上

事 項	計 上 額	備 考
<p>独立行政法人運営費交付金</p> <p>科学技術関係委託費</p>	<p>459億円</p> <p>19億円</p>	<p>・各独立行政法人の事業実施に支障がないよう暫定期間中に必要な所要額を計上</p> <p>・任期付研究員の人件費など、科学技術関係の委託事業を継続的に実施するために必要な所要額を計上</p>
<p>【東日本大震災復興特別会計】</p> <p>大学等奨学金事業</p> <p>原子力損害賠償の円滑化</p>	<p>10億円</p> <p>6億円</p>	<p>・被災した世帯の学生等に対する無利子奨学金貸与事業を行うために必要な所要額を計上</p> <p>・原子力損害賠償紛争解決センターの安定的・継続的な和解仲介の実施等に必要な所要額を計上</p>
<p>【エネルギー対策特別会計】</p> <p>電源開発促進勘定</p>	<p>136億円</p>	<p>・独立行政法人の運営費交付金や継続的に実施している委託事業等の所要額を計上</p>